

## 質疑応答の状況（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p><b>1 御厩配水池増設工事</b></p> <p>Q 1 入札参加可能業者は当初、何者を想定していたのか。過去の同様の工事の際は何者の応札があったのか。</p> <p>Q 2 今回1者応札になったことについては、どのように考えているのか。</p> <p>Q 3 配置予定技術者について、入札参加資格（詳細）確認票では合格となっているが、総合評価の点数が0点なのはなぜか。</p> <p>Q 4 総合評価において、建設業者であるのに機械・運搬具の保有残高が0点なのはどうか。</p> <p>Q 5 総合評価で評価されている「下請けの県内業者の活用」については、どのように確認しているのか。</p>	<p>A 1 施工実績をコリンズ等で確認したところ、参加可能業者は10者であった。過去の同様の工事（御厩配水池）の際には4者の応札があった。</p> <p>A 2 約2年半と長期間に及ぶ工期であることから、その間の技術者の配置が困難であったのではないかと推測される。また、工事内容が仮設工事やアンカー工事など多岐にわたり、下請け業者との調整が煩雑になることも予想されたため、敬遠した業者が多かったと推測している。</p> <p>A 3 入札参加資格は満たしているが、総合評価として加点する上での技術者としての要件が足りなかったということである。</p> <p>A 4 災害時に機動性のある機械の保有状況について評価している項目のため、県外本社県内営業所業者については評価対象としていない。</p> <p>A 5 下請通知書の提出の際、確認している。仮に、総合評価で加点されているにも関わらず、県内業者を使用しなかった場合、工事成績の減点及び違約金の対象となる。</p>
<p><b>2 綾川浄水場計測機器更新工事</b></p> <p>Q 1 入札参加資格（詳細）確認票の摘要欄の記載方法が発注所属によって異なっている。統一して各センター間の情報共有を図った方がよいと思う。</p> <p>Q 2 落札候補者に対して、地方自治法施行令第167条の4に該当しないことをどのように確認しているのか。</p>	<p>A 1 入札参加資格（詳細）確認票の記載方法については、企業団の統一ルールが無かった。各センターの運用状況を聞き、来年度から記載方法を統一する予定である。</p> <p>A 2 入札の際、誓約書の提出を求めるとともに、落札候補者には詳細確認の際、口頭確認している。</p>
<p><b>3 汐木浄水場遠方監視設備更新工事</b></p> <p>質問・意見なし</p>	
<p><b>4 朝倉配水池計装設備更新工事</b></p> <p>Q 1 機器費高騰が1者応札に繋がっているところもあると思うが、対策はあるのか。</p> <p>（意見） 入札参加資格を満たす業者が3者と少ない。業者確保、技術者育成の観点から、裾野を広げる施策を進めていた</p>	<p>A 1 より実勢価格に近い機器価格の調査をするなど、受注者に一方的な負担がかからないよう、今後とも適正な価格設定に努める。</p> <p style="text-align: right;">（裏面あり）</p>

だきたい。

**5 さぬき市鴨庄横井大井地区配水管更新工  
事（舗装工）**

（意見） 入札結果表に税抜き表示と税込み表示が混在している。統一した方が分かりやすいのではないか。